

# 法政大学学部学生の懲戒に関する規程

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** 本規程は、法政大学学則（以下、「学則」という。）第53条に基づき、学部（通信教育部を含む）学生の懲戒に係る必要事項を定める。

(懲戒に関する基本的な考え方)

**第2条** 懲戒は、学生が第3条第1項各号にある懲戒の対象となる行為を行った場合、学校教育法、学校教育法施行規則の定めるところにより、学則第53条に基づき行うものである。

2 懲戒は、懲戒の対象となる行為の様態、結果等を総合的に判断し、教育的配慮に基づいて行う。

3 懲戒により学生が負う不利益は、懲戒目的を達成させるため、必要最小限にとどめなければならない。

## 第2章 懲戒の対象とする行為及び懲戒の種類

(懲戒の対象とする行為)

**第3条** 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為、人権侵害行為又はハラスメント行為
- (2) 試験、論文、レポート等における不正で悪質と認められる行為
- (3) 情報倫理を逸脱し大学又は他者の正当な利益を侵害する行為
- (4) 本学教職員の業務又は学生の学習、研究若しくは正当な活動を暴力、威力、偽計その他の不当な手段によって妨害する行為
- (5) 本学の名誉を著しく毀損すると認められる行為
- (6) 第1号から第5号に掲げるものの他、学生の本分に悖ると認められる行為

(懲戒の対象とする期間)

**第4条** 前条に定める行為により、懲戒の対象とする期間は、本学において学籍を有する期間（特別学生を含む）とする。

(懲戒の種類)

**第5条** 懲戒は、学則第53条第2項に定めるとおり、退学、停学、譴責の3種とする。

- (1) 退学は、学生としての身分を剥奪するものとする。
- (2) 停学は、一定期間、学生としての身分及び活動（正課外活動を含む）等の全部又は一部を停止するものとする。
- (3) 譴責は、学生の行った行為に対して、本学の教育的意思表示として書面により戒めるものとする。

(退学)

**第6条** 退学は、第3条に定める行為を行った者で、著しく性行不良で改善の見込みがないと認められる者に対して行う。

(停学)

**第7条** 停学は、6ヵ月以下の有期又は無期とし、次の各号を適用する。

- (1) 停学期間は、学則第13条の規定による在学年数には算入するが、修業年限には算入しない。ただし、3ヵ月以下の停学に限り、修業年限に算入することができる。
  - (2) 停学期間が6ヵ月又は無期の場合は、停学処分が発効された年度において進級及び卒業することができない。
  - (3) 停学期間においては、本学から指示がある場合を除き、授業及び試験等への出席を含めて、原則として本学に入構及び本学施設を利用することはできない。また、本学が実施する課外活動への参加も認められない。
  - (4) 停学期間においては、学則第36条の規定による休学及び学則第35条の規定による留学は許可することはできない。
- 2 休学中の学生が、停学の処分を受けた場合は、ただちに休学を解除する。
  - 3 第1項第1号による修業年限に算入しない年度及び学期については、第11条第6項において規定する当該懲戒の発効日が属する年度及び学期とする。

(停学期間中の指導)

**第8条** 学部長は、停学の処分を受けた学生に対して、必要に応じて停学期間中に教育的指導を行う。

- 2 学部長は、教育的指導に必要と判断する場合、当該学生の本学の施設利用を認めることができる。

(退学者等の再入学の禁止)

**第9条** 退学の処分を受けた学生は、特別学生も含めて、本学のすべての学部（通信教育部を含む）に再入学することができない。

- 2 無期停学中に退学又は学費未納により除籍された学生は、特別学生も含めて、本学のすべての学部（通信教育部を含む）に原則として再入学することができない。

### 第3章 懲戒手続

(事実関係の確認)

**第10条** 懲戒の対象となる行為、又はその疑いが生じたときは、学部長並びに関係部局の長は当該学生等に対する事情聴取等を行い、事実関係を確認する。

- 2 前項の事実関係の確認にあたり、学部長並びに関係部局の長は、当該学生に対して、口頭又は文書でその旨を告知し、当該事実に関する弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該学生が弁明の機会を自ら放棄した場合（当該学生が事情聴取等に応じない等により弁明の機会を自ら放棄したと認められる場合を含む）、又は当該学生から事情聴取を行わないことに客観的かつ合理的な理由があるときは、弁明の機会を与えないことがある。

(懲戒手続及び発効)

**第11条** 学部長は、前条の事情聴取等による事実関係の確認の結果、学生を懲戒する必要があると認めるときは、懲戒手続を開始する。

- 2 教授会は、事実関係の調査結果に基づき、懲戒の要否、種類及び量定を審議する。
- 3 学部長は、前項による審議結果を学部長会議において総長に報告する。ただし、緊急の場合は、

総長に直接報告することができる。

- 4 総長は、前項による教授会審議結果の報告を受け、懲戒を決定する。
  - 5 総長は、教授会の審議結果に対して疑義がある場合は、教授会に再調査を求めることができる。
  - 6 懲戒の発効日は、総長が懲戒の発効日として決定した日とする。ただし、定期試験等における不正行為の処分発効日については、別に定めるところにより、総長が決定する。
- (登校停止)

**第 12 条** 学部長は、懲戒の決定前に、必要と認めるときは、当該学生に対して登校停止を命ずることができる。

- 2 登校停止の期間は、停学期間に算入できるものとする。

(懲戒対象者の退学及び休学等の取扱)

**第 13 条** 学部長は、懲戒手続を開始した学生から退学願又は休学願等が提出された場合は、懲戒の審査を優先して行う。

## 第 4 章 懲戒の通知及び告示並びに懲戒に関する記録

(懲戒の通知及び告示)

**第 14 条** 総長は、懲戒の内容を当該学生及び保証人に対して、文書で通知する。

- 2 総長は、懲戒を行った場合、遅滞なくその事実を次の各号のとおり告示する。
  - (1) 告示内容については、懲戒となった当該学生の学部、学科、学年、懲戒の種類と量定、懲戒理由を記載することを原則とする。ただし、学部長の求めに応じて総長が必要と認めたときは、氏名、学生証番号を記載することができるものとする。
  - (2) 告示期間については、1 ヶ月を原則とする。
- 3 被処分者が第 1 項の通知の受け取りを拒否した等により通知できない場合、又は被処分者の所在が不明な場合は、次の各号を適用する。
  - (1) 被処分者が懲戒の通知の受け取りを拒否した等により通知できない場合は、その通知は通常到達すべきであった時に被処分者に到達したものとみなす。
  - (2) 被処分者の所在が不明な場合は、告示日をもって通知が被処分者に到達したものとみなす。

(懲戒に関する記録)

**第 15 条** 懲戒の事実は、当該学生の学籍情報として記録しなければならない。

## 第 5 章 再審査請求手続

(再審査請求)

**第 16 条** 懲戒に異議のある被処分者は、懲戒の通知が到達した日から 2 週間以内に、再審査請求申立書を学部長を経由して総長に提出し、再審査請求を行うことができる。

- 2 総長は、前項に定める再審査請求を受理した場合、当該教授会に対し再審査を指示し、教授会は再審査を行わなければならない。
- 3 総長は、再審査請求による審査結果について、再審査請求を申し立てた被処分者に文書にて通

知する。

- 4 総長は、再審査請求の結果により懲戒の内容を変更した場合、既に行った処分を取り消す等必要な措置を講じなければならない。
- 5 第1項及び第3項に定める通知について、第14条第3項を準用する。

## 第6章 無期停学処分の解除

(無期停学の解除)

**第17条** 無期停学は、懲戒の発効日から6ヵ月を超えた後でなければ解除できない。

- 2 学部長は、前項に定める期間を超えた後に、その反省の程度、学習意欲等を総合的に判断し、無期停学の解除が適当であると認めた場合は、その解除を発議することができる。
- 3 無期停学の解除は、教授会の議を経て、総長が決定する。
- 4 無期停学の解除は、当該学生及び保証人に対して、文書で通知する。
- 5 前項に定める通知について、第14条第3項を準用する。

## 第7章 その他の教育的措置

(厳重注意)

**第18条** 学部長は、学生に対して次の各号のとおり厳重注意を行うことができる。

- (1) 厳重注意は、当該学生に対して、行為の問題性を自覚させ反省を促すために行う。
- (2) 厳重注意は、口頭により行うものとする。

## 第8章 守秘義務

(守秘義務)

**第19条** 懲戒手続に関与した者は、学生の名誉とプライバシーを侵害することがないように、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

## 第9章 補則等

(補則)

**第20条** この規程に定めるもののほか、懲戒の実施にあたって必要な事項は別に定める。

(通信教育部への適用)

**第21条** 通信教育部については、第1条、第2条第1項に記載する学則第53条を通信教育部学則第54条に、第5条に記載する学則第53条第2項を通信教育部学則第54条第2項に、第7条第1

項第1号に記載する学則第13条を通信教育部学則第23条に、第7条第1項第4号に記載する学則第36条を通信教育部学則第17条に、それぞれ読み替えて適用する。

(事務)

**第22条** 本規程に関する事務は、学務部学部事務課、多摩事務部の各学部事務課、小金井事務部学務課及び通信教育部事務部通信教育課が行う。

(規程の改廃)

**第23条** この規程の改廃については、学部長会議の議を経て、総長が決定する。

付 則

- 1 この規程は、2018年4月1日から施行し、2018年4月1日以降になされた学生の懲戒の対象となる行為から適用する。